

京都市告示第 151 号

騒音規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準を定める告示等の一部を次のように改正する。

平成 27 年 5 月 15 日

京都市長 門川 大作

- 1 次に掲げる告示の規定中「図書館並びに」を「図書館,」に改め,「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。
 - (1) 昭和 61 年 4 月 1 日京都市告示第 2 号(騒音規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準)
 - (2) 昭和 61 年 4 月 1 日京都市告示第 5 号(振動規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準)

- 2 次に掲げる告示の規定の最後に「(6) 就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。
 - (1) 昭和 61 年 4 月 1 日京都市告示第 3 号(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する区域)
 - (2) 昭和 61 年 4 月 1 日京都市告示第 6 号(振動規制法施行規則に規定する区域)

(環境政策局環境企画部環境指導課)